

NPO 法人日本ヨガ連盟
認定資格登録・更新ガイドライン

(目的)

認定資格者が必要とする知識・能力を維持・向上し、社会的認知を高め、活動の場を広げることにより、社会への貢献と地位の向上を図ることを目的とします。

(対象資格)

制度の対象となる資格は以下の通りです。以下「対象資格」と言います。

<対象資格名>

NPO 法人日本ヨガ連盟認定インストラクター

NPO 法人日本ヨガ連盟認定ティーチャーインストラクター

(対象資格を呼称しての活動)

対象資格を呼称して活動するには、資格登録を行ってください。

(名称)

対象資格の試験に合格、認定した者は、資格登録会員となります。

(資格登録有効期間)

資格登録有効期間は登録基準日より 1 年間とします。

(資格登録基準日)

資格認定者が資格登録会員となる日付は、インストラクター試験の実習報告を受領した月の翌月 1 日とします。

平成 29 年度の新規資格認定者より適用。それ以前の資格認定者は 2017/4/1 を基準日とします。

(資格登録の更新)

資格登録有効期間の到来した資格登録会員は、有効期限内に更新料を支払うことにより資格登録を更新することが出来ます。

何らかの理由により資格有効期限内にお振込みが出来ない場合も、資格の更新は可能で認定資格も継続されます。その場合も有効期限の延長はございません。

例) 有効期限が H.21 年 6 月末の方⇒9 月お振込み⇒新しい有効期限 : H.22 年 6 月末

次の更新日まで 1 年間の猶予があります。2 年目の更新日までに資格更新料が未納となった場合、資格

は停止となり、資格名称の使用ができなくなります。

(資格登録更新料)

資格登録更新料は認定資格により異なります。1年ごとに一括して納入して下さい。お振込みの控えを領収書とさせていただきます。(郵便振替も含む)

インストラクター 6,000 円

ティーチャーインストラクター 10,000 円

[振込先] ゆうちょ銀行

[振替口座] 00980-6-46185

[名義] 特定非営利活動法人日本ヨガ連盟

(登録内容の変更届け)

資格登録の内容に変更が生じた場合は、すみやかに事務局へその旨、ご連絡下さい。

連絡先メールアドレス members@npo-yoga.com

(資格登録の取り消し及び停止)

理事会が資格登録会員として不適格と認めた者は資格登録を取り消しまたは停止することができます。

(資格登録会員の特典)

資格登録会員は、以下の特典が適用されます。

認定者としてホームページで紹介します。(会員で希望者のみ)

名刺の配布(正会員で希望者のみ。枚数に上限あり)

ロゴの使用ができます。(事前に申請をお願いします)

資格認定証の発行(会員のみ)

(雑則)

この規程に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

(改正)

この規程の改正は理事会にて行うこととする。

(附則)

この規則は、平成 28 年 11 月 1 日から実施する。

